五　前四号に該当する顕微鏡のために特に設計した装置（検出器を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　エックス線光電子分光法を用いたもの

ロ　エネルギー分散型エックス線分光法を用いたもの

第三十五条　輸出令別表第二の三第二号テに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　積層造形用の装置であって、次のイ又はロの方式を用いたもの

イ　パウダーベッド方式

ロ　バインダージェッティング方式

二　積層造形用の装置であって、エネルギー材料の製造用のもの

三　積層造形用の装置であって、液槽光重合方式を用いたもの

四　粉末状の金属及び金属合金であって、第一号に該当する装置に使用することができるもの

第三十六条　輸出令別表第二の三第二号アに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池（印刷方式により製造するものに限る。）の製造用の装置とする。　［新設］

第三十七条　輸出令別表第二の三第二号サに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システムの製造用の装置とする。　［新設］

第三十八条　輸出令別表第二の三第二号キに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料

二　変換効率が三〇パーセントを超える太陽電池の製造用の装置

第三十九条　輸出令別表第二の三第二号ユに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、超高真空装置に用いられる真空ポンプ及び真空計とする。　［新設］

第四十条　輸出令別表第二の三第二号メに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。　［新設］

一　極低温用に設計した冷却装置であって、四八時間以上一・一ケルビン未満の温度を維持するように設計したもの

二　前号に該当する冷却装置の附属装置及びその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　パルスチューブ

ロ　クライオスタット

ハ　デュワー瓶

ニ　ガスハンドリングシステム

ホ　圧縮機

ヘ　制御ユニット

第四十一条　輸出令別表第二の三第二号ミに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、機械的、熱的又は化学的手段により、封止された集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置とする。　［新設］